回覧

かんきょうだより

第83号

令和元年6月14日

【役場住民課生活環境係】

電話 2－3133

ごみのポイ捨てはやめてください！

車の窓から、又は歩きながらのごみのポイ捨ては

「犯罪行為」です！

（・道路交遊法違反　・軽犯罪法違反　・廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反）

ポイ捨てされたごみは、道路管理者や地域のボランティア、小・中学生のごみ拾い活動などで回収していただいていますが、毎年無くなることはありません。

一人ひとりがマナーを守り、街を汚さないようにしましょう。

「ゴミ捨てて　スッキリするのは　あなただけ」

（ごみ捨て防止標語コンクール優秀作品より）

「そのポイ捨ては ドライブレコーダーが　見ています！」